

建築営繕工事関係の積算内訳の公表について(改正)

～お知らせ～

令和7年11月
山口県

山口県が競争入札により発注する建築営繕工事及び業務委託（建築営繕工事関係）について、積算内訳の公表に係る取扱を下記のとおり改正しましたので、お知らせします。

記

1 改正内容

建築営繕工事関係については、これまで積算価格に係る科目及び中科目の数量、金額等のみを公表していましたが、今後、土木工事関係と同様に、積算価格に係る内訳書及び代価表等の数量、金額等を公表することとしました。

	改正前	改正後
積算内訳の公表内容	予定価格の作成に用いた積算価格に係る <u>科目及び中科目の数量、金額等</u> を明示する積算内訳の資料	予定価格の作成に用いた積算価格に係る <u>内訳書及び代価表等の数量、金額等</u> を明示する積算内訳の資料※ <u>ただし、分割発注等により施工箇所及び工事内容が概ね同一である別工事を同一年度内に発注する予定がある場合など、反復継続される同種の事業の実施が著しく困難になる</u> おそれがある場合は、従来どおり積算体系上の「 <u>科目及び中項目</u> 」の数量、金額等を明示する積算内訳の資料を公表する。

※ 工事費内訳書、科目別内訳書、中科目別内訳書、細目別内訳書、別紙明細書、共通費算定期書、代価表を指す。

2 その他

開札後に積算内容確認のため公表している積算内訳書については、本取扱いに関わらず、従来どおり※となります。

※ 建築営繕工事関係では、「科目及び中科目」の数量、金額等が明示されたもの

3 適用日

令和7年12月1日以降に入札公告又は指名通知するものから適用します。